

2-1 災害時の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町（以下「市町」という。）及び香川県（以下「県」という。）が相互に連携・協力することを目的とし、このための必要な事項を定める。

(応援の対象項目)

第2条 この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 食料、飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- ③ 救援活動に必要な車両等の提供
- ④ 応急復旧等に必要な職員の派遣
- ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供（ホテル、旅館などへの受入を含む。）
- ⑥ 被災した児童生徒の一時受入
- ⑦ 被災市町に代行しての情報の発信
- ⑧ 遺体処理（火葬等）に関する協力
- ⑨ その他被災市町から特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市町は、他の市町に応援を要請する際には、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、防災行政無線等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況
- ② 応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など）
- ③ 応援を求める期間、場所
- ④ その他必要な事項

2 被災市町は、前項の規定により個別の市町に要請するいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、県は速やかに市町と調整を行うものとする。

3 前2項の規定により被災市町の応援を要請された市町は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。

4 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。

この場合、第1項の要請があったものとみなす。

5 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町は、応援の内容を要請した被災市町及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに防災行政無線等により被災市町及び県に連絡する。

2 前項本文の規定は、前条第2項の規定により要請を受けた場合について準用する。

(応援の調整等に関する会議の開催)

第5条 応援の調整等に際し必要がある場合は、知事は、各市町長を招集しこれに関する会議を開催することができるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 被災市町において費用を支弁するいとまがない等止むを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(香川県防災対策基本条例との関係)

第7条 この協定は、香川県防災対策基本条例（平成18年条例第57号。以下「条例」という。）第34条第1項の規定によるものとする。

2 県は、この協定に定めるもののほか、条例第45条の規定により、速やかに市町からの応援の要請に応ずるものとする。

(補則)

第8条 この協定は、香川県消防相互応援協定のほか、災害時の市町間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町及び県が協議の上別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を18通作成し、各自1通を保有する。

平成23年11月22日

香川県

香川県知事

さぬき市

さぬき市長

(その他 7市長 9町長)

2-2 香川県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害等」とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急車による搬送及び救助隊の出動を必要とする事故等で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 普通応援

市町等が当該市町等の区域外において、当該市町等に接する地域及び当該地域周辺部で災害等が発生した場合に、発生地の子町等の長（以下「受援側の長」という。）の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

市町等が当該市町等の区域外において災害等が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして受援側の市町等の長（以下「受援側の長」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量

(4) 応援隊の集結場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、受援側は直ちに受援側に口頭等で連絡するものとする。

3 特別応援を要請した受援側の長は、事後、速やかに第1項各号の事項を明記した文書（別紙様式1）を受援側の長に提出するものとし、また、受援側の長は、応援活動状況（別紙様式2）を受援側の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた受援側の長は、当該管轄区域内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 受援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、到着予定時刻及び出動人員並びに機械器具及び消火薬剤等の種別数量を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援側の長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援側の長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の手当等に関する費用は、原則として応援側の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。

(3) 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、特別な事情等により必要な事項が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、協定者が協議のうえ行うものとする。

(委任)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町等の消防長等が協議のうえ定める。

附 則

1 この協定は、昭和61年12月1日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和61年12月1日

5市長、38町長、6事務組合管理者

2-3 広域消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定書は、消防業務の円滑を図るため市町等相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（協定組合等）

第2条 この協定は、次に掲げる市、町および一部事務組合（以下「市町等」という。）の相互間において行うものとする。

- (1) 美馬市
- (2) 大川広域行政組合
- (3) さぬき市
- (4) 三木町
- (5) 高松市

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、大規模または特殊火災、救急事故その他の突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

（応援出動の範囲）

第4条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 市町等の区域内に災害が発生した場合において発生地在市町等の長（以下「受援側の長」という。）から要請を受けたとき
- (2) 市町等相互間の境界地域及び当該地域周辺で災害が発生した場合において、消防業務の応援の必要があると判断したとき

（応援要請の方法）

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話等の方法により、次の事項を明確にして応援市町等の長（以下「受援側の長」という。）に対し行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 所要人員、機械器具・消火薬剤等の種別および数
- (4) 応援隊受領（誘導員配置）場所
- (5) その他必要事項

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により、応援要請を受けた受援側の長は、当該区域内の消防業務に支障が生じない範囲において要請事項に基づき応援隊を派遣するものとする。

2 受援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数、到着予定時刻を受援側の長に通報し、派遣し難いときは、その旨を延滞なく受援側の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第7条 応援隊は、受援側の指揮下にはいるものとする。

（費用負担）

第8条 応援出動に要した費用は、原則として応援側の負担とする。ただし、多額の負担を必要とする等これにより難い場合は、当事者間において協議の上、決定する。

(改廃)

第9条 この協定の改廃は、協定の協議の上、行うものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定で定めた事項について疑義があるとき、またはこの協定で定めのない事項で特に必要のあるときは、市町等協議の上、決定する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため本書5通を作成し、市町等の長が記名押印のうえ各1通を保管する。

平成18年1月10日

美馬市長

大川広域行政組合管理者

さぬき市長

三木町長

高松市長

2-4 香川用水施設利用に関する協定書

香川用水土地改良区（以下「甲」という。）、五井・田辺池水利組合（以下「乙」という。）、大川広域消防本部（以下「丙」という。）及びさぬき市消防団（以下「丁」という。）は、丙及び丁が防火用水として乙が管理する田辺池（香川用水東部幹線揚水機場の調整池。以下「調整池」という。）を利用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域住民の安全を図るため、調整池を防火用水としての機能を強化することを目的とする。

（対象区域）

第2条 丙及び丁が使用できる調整池は、別添図面のとおりとする。

（役割）

第3条 丙及び丁は、本来の業務に支障のない範囲で調整池を巡視し、異常があれば甲及び乙に連絡する。

（実施日）

第4条 この協定の実施は、協定締結日からとする。

（その他）

第5条 この協定に定めない事項、又はこの協定に関し疑義を生じた場合についてはその都度、甲、乙、丙及び丁が協議して解決するものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成21年11月1日

甲 香川用水土地改良区
理事長

乙 五井・田辺池水利組合
組合長

丙 大川広域消防本部
消防長

丁 さぬき市消防団
団長

（注）図面省略

2-5 香川県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が災害等による被害を最小限に防止するため、香川県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害等とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急業務及び救急業務を必要とする事故等をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害等が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、香川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動

2 応援要請は、香川県総務部消防防災課防災航空担当（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害等の種類
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害等発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により消防活動を応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長（消防本部を置かない町にあっては当該町長）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から隊員を派遣している市町等の長に対し、香川県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、香川県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、香川県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、香川県及び市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成6年4月1日

県知事、5市長、38町長、6事務組合管理者

2-6 災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長(以下「甲」という。)とさぬき市長(以下「乙」という。)は、さぬき市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、さぬき市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(支援内容)

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

(現地情報連絡員の派遣)

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、さぬき市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(支援の要請)

第5条 さぬき市の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は現地情報連絡員を経由して甲に対し支援要請を行うものとする。

(支援の実施)

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙に現地情報連絡員を通じてその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。

(平常時の連携)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月26日

甲 国土交通省 四国地方整備局長

乙 さぬき市 さぬき市長

【参考資料】

「災害時における情報交換及び支援に関する協定書（案）」第3条の支援内容に関する考え方

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）とさぬき市長（以下「乙」という。）が平成23年10月26日付けで締結した「災害時における情報交換及び支援に関する協定書」第3条に規定する支援を行った場合の経費負担の取り扱いは、下記のとおりとする。

1. 甲が災害初動時に第3条(1)(2)の支援を行う場合は、原則として甲の負担とする。
なお、災害初動時とは、原則として甲が支援本部を設置又は事務所長等が支援支部を設置している期間とする。
2. 甲が災害初動時に第3条(3)(4)の支援を行う場合は、原則として支援を受けた機関の負担とする。
ただし、第3条(3)の支援を行う場合で、下記の①～⑤の全てに該当する場合は、甲において経費を負担する。
 - ①災害種別が大規模災害である場合
 - ②被害拡大や二次災害の防止のための、必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧ではない）
 - ③広域災害等で、本来緊急対応をすべき者による対応が困難な場合
 - ④国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合
 - ⑤甲が独自の判断で支援を行った場合

「同協定書（案）」第5条（支援の要請）に記載している国土交通省所管施設等の解釈について

「国土交通省所管施設等」とは、国土交通省に係わる国、県及び市町村が管理する公共施設（河川、ダム、海岸、砂防、道路、橋梁、港湾、空港、鉄道、下水、公園、営繕施設等）を言う。

2-7 災害時における医療救護活動に関する協定書

さぬき市における災害時の医療救護活動に関して、さぬき市（以下「甲」という。）と社団法人大川地区医師会（以下「乙」という。）との間に次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、さぬき市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し医療救護活動の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、直ちに医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、あらかじめ医師及び看護師等で医療救護班を編成しておくものとする。

（医療救護班の活動場所）

第3条 医療救護班は、甲が設置する応急救護所等において医療救護活動等を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 傷病者の重症度の判定（患者の振り分け業務）
- (2) 重症患者に対する救急蘇生術の施行
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 移送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
- (5) 応急的助産活動
- (6) 死亡の確認、遺体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況の報告
- (8) 前項に定めるもののほか、避難所の巡回医療救護その他の医療救護活動に必要な業務

（指揮命令）

第5条 医療救護班に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動にかかわる連絡調整は、甲乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第7条 医療救護班の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（医薬品等）

第8条 医療救急活動に要する医薬品、医薬材料等（以下「医薬品等」という。）については、原則として乙が携行し、又は調達する。ただし、乙から要請があった場合及び医薬品等の補給は、甲が行うものとする。

2 その他応急救護所において必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（医療費）

第9条 応急救護所における患者（被災者）が負担する医療費は、無料とする。

2 救護病院等後方医療機関における医療費は、原則として患者（被災者）が負担する。

（費用弁済等）

第10条 甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に伴う費用弁済
- (2) 医療救護班が携行し、又は調達した医薬品等の費用弁済
- (3) 防災訓練参加に伴う費用弁済
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費

2 前項に規定する費用弁済等の額については、別途甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第11条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲がその者又はその遺族等に対して行う災害補償については、香川各市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例に準じ、別途、甲乙協議して決定するものとする。

(医療事故の処理)

第12条 応急救護所等での医療救護活動及び救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意又は重大な過失のない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(隣接市間協議)

第13条 医療救護活動の範囲が隣接市に及ぶ場合の第8条第2項、第10条、第11条及び第12条に該当する事項等については、甲と関係隣接市間で協議決定し、乙には迷惑を及ぼさないものとする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、この期間の満了の日の1ヵ月前までに甲又は乙からその相手方に対して何等の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は、この協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

甲 さぬき市
さぬき市長

乙 社団法人 大川地区医師会
会長

2-8 災害時における医療救護活動に関する協定書

さぬき市における災害時の医療救護活動に関して、さぬき市（以下「甲」という。）と大川歯科医師会（以下「乙」という。）との間に次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、さぬき市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し医療救護活動の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、直ちに歯科医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、あらかじめ歯科医師及び歯科衛生士等で歯科医療救護班を編成しておくものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第3条 歯科医療救護班は、甲が設置する応急救護所等において医療救護活動等を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 移送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する歯科治療及び衛生指導
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- (5) 活動の記録と報告
- (6) その他状況に応じた必要な措置

（指揮命令）

第5条 歯科医療救護班に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動にかかわる連絡調整は、甲乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第7条 歯科医療救護班の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（医薬品等）

第8条 医療救急活動に要する医薬品、医薬材料等（以下「医薬品等」という。）については、原則として乙が携行し、又は調達する。ただし、乙から要請があった場合及び医薬品等の補給は、甲が行うものとする。

2 その他応急救護所において必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（医療費）

第9条 応急救護所における患者（被災者）が負担する医療費は、無料とする。

2 救護病院等後方医療機関における医療費は、原則として患者（被災者）が負担する。

（費用弁済等）

第10条 甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に伴う費用弁済
- (2) 歯科医療救護班が携行し、又は調達した医薬品等の費用弁済
- (3) 防災訓練参加に伴う費用弁済
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費

2 前項に規定する費用弁済等の額については、別途甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第11条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲がその者又はその遺族等に対して行う災害補償については、香川各市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例に準じ、別途、甲乙協議して決定するものとする。

(医療事故の処理)

第12条 応急救護所等での医療救護活動及び救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意又は重大な過失のない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(隣接市間協議)

第13条 医療救護活動の範囲が隣接市に及ぶ場合の第8条第2項、第10条、第11条及び第12条に該当する事項等については、甲と関係隣接市間で協議決定し、乙には迷惑を及ぼさないものとする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、この期間の満了の日の1ヵ月前までに甲又は乙からその相手方に対して何等の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は、この協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

甲 さぬき市
さぬき市長

乙 大川歯科医師会
会長

2-9 災害時における医療救護活動に関する協定書

さぬき市における災害時の医療救護活動に関して、さぬき市（以下「甲」という。）と大川薬剤師会（以下「乙」という。）との間に次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、さぬき市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は直ちに薬剤師班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、あらかじめ薬剤師等で薬剤師班を編成しておくものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、甲が設置する応急救護所等において医療救護活動等を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班の業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 応急救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導及び健康相談
- (2) 医薬品等の集積場所等における医薬品等の管理
- (3) 医療救護班等のサポート
- (4) 活動の記録とサポート
- (5) 活動の記録と報告
- (6) その他状況に応じた必要な措置

（指揮命令）

第5条 薬剤師班に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動にかかわる連絡調整は、甲乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第7条 薬剤師班の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（調剤費）

第8条 応急救護所等における患者（被災者）が負担する調剤費は、無料とする。

（費用弁済等）

第9条 甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の派遣に伴う費用弁済
- (2) 薬剤師班が携行し、又は調達した薬剤等の費用弁済
- (3) 防災訓練参加に伴う費用弁済
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費

2 前項に規定する費用弁済等の額については、別途甲乙協議して決定するものとする。

（災害補償）

第10条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死

亡した場合において、甲がその者又はその遺族等に対して行う災害補償については、香川縣市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例に準じ、別途、甲乙協議して決定するものとする。

(医療事故の処理)

第11条 応急救護所等での医療救護活動及び救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意又は重大な過失のない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(隣接市間協議)

第12条 医療救護活動の範囲が隣接市に及ぶ場合の第9条、第10条及び第11条に該当する事項等については、甲と関係隣接市間で協議決定し、乙には迷惑を及ぼさないものとする。

(有効期間及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、この期間の満了の日の1ヵ月前までに甲又は乙からその相手方に対して何等の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は、この協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

甲 さぬき市
さぬき市長

乙 大川薬剤師会
会長

2-10 災害時における物資等の輸送に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と社団法人香川県トラック協会大川支部（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の貨物自動車による物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等（以下「車両等」という。）の提供および救援物資の輸送の協力を要請することができるものとし、乙は特別な理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、業務の内容、期間等を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする災害応急対策業務

（事故等）

第4条 乙が供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は速やかに当該貨物自動車を交換して、その輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務終了後、速やかに業務実施内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙がこの協定に基づく業務の実施に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の経費については、災害発生直前における地域の事業者が届出している運賃及び料金を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、またはその業務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年香川縣市町総合事務組合条例第6号）の規定を準用し、甲が補償する。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部総務課長乙においては、大川支部長と

する。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、協定締結日から効力を生ずるものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を有する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印し、各自1通を保有する。

平成20年9月9日

甲 さぬき市
さぬき市長

乙 社団法人 香川県トラック協会大川支部
支 部 長

2-1 1 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定

さぬき市（以下「甲」という。）と香川県レッカー協同組合（以下「乙」という。）は災害時における緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の排除業務（以下「車両等排除業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、さぬき市内で災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項及び第2項に基づく応急措置を実施するに当たり、乙に協力要請することができる車両等排除業務に関して必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、緊急通行車両の通行を確保するために必要があるときは、乙に対し、次の事項を文書で通知して、車両等排除業務の協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- （2）協力を必要とする場所
- （3）妨害となっている車両等（以下「妨害車両等」という。）の種類及び台数
- （4）現場指揮官の所属、職及び氏名
- （5）連絡方法
- （6）その他必要な事項

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、乙の組合加入者が所有する車両、装備等の範囲内で車両等排除業務に協力するものとする。この場合において、妨害車両等の移動は前条第4号の現場指揮官の立ち会いのもと行うものとする。

2 乙は車両等排除業務を開始するときは、開始時間、責任者並びに出動員氏名及び車両数を甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条の車両等排除業務に要した費用は、乙の負担とする。

（出動組合員等が受けた被害の補償）

第5条 第2条の規定に基づき、車両等排除業務に従事した者が、その業務により死亡又は、負傷し、若しくは疾病にかかり死亡、障害の状態となった場合においては出動組合員又は乙が加入する公的な災害保険、傷害保険を適用し補償する。

（排除対象車両等の損害の補償）

第6条 車両等排除業務の実施にあたり、組合員が他人及び車両等に損害を与えた場合、組合員若しくは乙の公的保険を適用する。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第8条 乙は、この協定による車両等排除業務について出動できる人員及びレッカー車、作業工作車の状況を要請があれば甲に報告する。

（協定の実施）

第9条 この協定に基づく支援活動の実施に関し必要な事項については、別途定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙からの文書による

終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(疑義の協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた時は、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月8日

甲 さぬき市
さぬき市長

乙 香川県レッカー協同組合
代表理事

2-12 災害時における救援物資提供に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定をつぎのとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 さぬき市内に震度5弱以上の地震または同等以上の災害が発生、若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部または水防本部（以下「対策本部」という。）が設置され、その本部より物資の提供要請があったときは、乙は次条に規定する内容に協力するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型または鍵対応型）及び災害時救援型自動販売機の機内在庫の製品を、甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を整えるなど万全を期すものとする。この場合において、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じるものとする。

（申請の手続き）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときには、甲の判断で無償提供することができるものとし、甲は、後日すみやかに無償提供した製品の本数等を文書で乙に報告するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容を以って継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成23年7月24日

甲 さぬき市
さぬき市長

乙 四国コカ・コーラボトリング株式会社
常務取締役営業本部長

2-13 災害時における物資の供給等に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と株式会社 フジ（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、さぬき市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、乙の協力を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被災者に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに適切な措置をとるとともに、その措置内容を甲に連絡するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第5条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資等の引取り）

第6条 物資等の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資等を確認の上これを引き取るものとする。

3 甲が引き取った物資等の代金は、引取り後、速やかに支払うものとする。

（車両優先通行の確保）

第7条 甲は、災害時において乙が物資の配送および供給を行う車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第8条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換や甲が行う防災訓練を通じての緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年3月26日

甲 さぬき市
さぬき市長

乙 株式会社 フ ジ
代表取締役

2-14 災害時における物資の供給等に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と株式会社マルナカ志度店（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、さぬき市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、乙の協力を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被災者に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに適切な措置をとるとともに、その措置内容を甲に連絡するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第5条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資等の引取り）

第6条 物資等の引渡場所は、協定先店舗とし、調達物資等を確認の上これを直接引き取るものとする。ただし、運搬は、甲において行うものとする。

2 甲が引き取った物資等の代金は、引取り後、速やかに支払うものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換や甲が行う防災訓練を通じての緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年1月19日

甲 さぬき市
さぬき市長

乙 株式会社 マルナカ 志度店
店 長

【同一内容の協定書】

平成21年 1月19日 マルナカ津田店
平成21年 1月19日 マルナカ寒川店
平成21年 1月19日 マルナカ長尾店

2-15 災害時における物資供給に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、企画、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準として、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年8月1日

甲 さぬき市
さぬき市長

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋 雨具、土のう袋、ガラ袋 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル 割箸、使い捨て食器 ポリ袋、ホイル、ラップ ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房危機等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

2-16 香川県防災行政無線設備貸付契約書

貸主 香川県（以下「甲」という。）と借主 さぬき市（以下「乙」という。）は、別紙記載の香川県防災行政無線設備（以下「貸付物品」という。）に関し、次の条項により貸付契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（使用目的）

第2条 乙は、貸付物品を防災業務及び一般行政事務に使用するものとする。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、契約締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、貸付期間が満了する1か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がないときは、この契約は更に1年継続するものとし、以後同様とする。

（貸付料）

第4条 貸付料は、無償とする。

（引渡）

第5条 甲は、第3条の貸付期間の初日に貸付物品を乙に引き渡すものとする。

（経費の負担）

第6条 貸付物品の維持及び管理に要する経費については、香川県防災行政無線に関する協定書に定めるところによるものとする。

（権利の譲渡の禁止）

第7条 乙は、書面による甲の承認を得ないで貸付物品を使用する権利を第三者に譲渡し、貸付物品を転貸し、又は貸付物品の使用目的を変更してはならない。

（使用上の制限）

第8条 乙は、貸付物品を善良なる管理者の注意を持って維持保管しなければならない。

（使用上の損傷等）

第9条 乙は、その責めに帰すべき事由により貸付物品を滅失し、又はき損した場合において、甲が要求するときは自己の負担において現状に回復しなければならない。ただし、貸付物品の滅失又はき損の原因が故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合は、契約を解除することができる。

（前契約の廃止）

第11条 本契約の成立に伴い、香川県とさぬき市との間で締結された、平成14年4月1日付けの契約については廃止するものとする。

（疑義の決定）

第12条 この契約に定めのない事項及び疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成27年 4月 1日

貸主（甲） 高松市番町四丁目1番10号
香 川 県
香 川 県 知 事

借主（乙） さぬき市志度5385番地8
さ ぬ き 市
さ ぬ き 市 長

2-17 香川県防災行政無線に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と さぬき市（以下「乙」という。）とは、香川県防災行政無線システム（以下「システム」という。）の構築及び運用について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、システムの円滑で効率的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（地球局の設置）

第2条 前条の目的を達成するため、乙の庁舎に通信設備を設置し、通信の用に供するものとする。

2 通信設備には、回線接続制御装置、防災用電話機、受令用電話機、受令用ファクシミリ、受令用表示器、Sky p e電話、防災パソコン、無停電電源装置、これらを接続するケーブル等（以下「無線設備」と総称する。）を設置するものとする。

3 無線設備の財産権は甲に帰属し、乙は無償で当該設備を使用するものとする。

（運営管理協議会の設置）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために必要な事項を協議するため、香川県防災行政無線運営管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（維持管理）

第4条 通信設備の運用に伴い生じる保守点検等の維持管理に係る業務は、甲が行うものとする。

2 甲は、前項に係る業務の一部を、協議会に委託することができるものとする。

（通信設備の職員）

第5条 乙の庁舎に設置した通信設備には職員を配置するものとし、乙の防災担当課の職員をもって充てるものとする。

2 前項の職員は、通信設備の運用に伴い生じる業務のうち、甲が行う以外の業務を行うものとし、給与その他の給付は、乙が負担するものとする。

（関係法令等の遵守）

第6条 職員は、前条第2項の業務に従事する場合は、甲が別に定める規程及び関係法令を遵守するものとする。

（経費負担）

第7条 通信設備の管理及び運用に要する経費で次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

（1）ネットワーク利用料金

（2）NTT回線借上料

（3）甲の都合により無線設備の移設、改造その他の工事をする場合、当該工事に要する経費及び当該工事にかかる検査手数料

2 通信設備の管理及び運用に要する経費で次に掲げる経費は、乙が負担するものとする。

（1）無線設備の保守点検に要する経費

（2）乙の都合により無線設備の移設、改造その他の工事をする場合、当該工事に要する経費及び当該工事にかかる検査手数料

（3）乙の故意又は重大な過失により、無線設備が故障した場合、その修繕のために要する経費

（4）通信設備の運用に伴い生じた電気料、発動発電機の燃料、ファクシミリ用紙、ファクシミリトナー、発動発電機及び無停電電源装置の蓄電池及び他県との交信に伴う度数料

（維持管理費の納入）

第8条 第4条第2項の場合において乙は、前条第2項第1号に係る経費を、甲の請求に基づき、当該年度の6月末日までに甲へ払い込むものとする。

（協定期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了1か月前までに甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がない場合は、この期間をさらに1年間延長するものとし、その後において期間が満了したときも、また同様とする。

（前協定の廃止）

第10条 本協定の成立に伴い、平成14年4月1日付けで香川県とさぬき市との間で締結された前協定については廃止するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成27年 4月 1日

甲 香 川 県
香 川 県 知 事

乙 さ ぬ き 市
さ ぬ き 市 長

2-18 香川県震度情報ネットワークシステムに係る覚書

覚 書

香川県（以下「甲」という。）とさぬき市（以下「乙」という。）とは、甲が乙の所有する用地及び建物等施設内に設置する香川県震度情報ネットワークシステムの計測震度計等の設備（以下「設備」という。）の設置について、次のとおり覚書を取り交わす。

（目的）

第1条 この覚書は、甲が乙の承諾を得て、乙の所有する用地及び建物等施設内に設置する設備の適切な管理、運用を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（設備の保管、維持管理）

第2条 設備の保管は、乙が行うものとし、維持管理は、甲が行うものとする。

（設備の変更）

第3条 甲又は乙は、設備の設置場所等の変更を必要とするときは、双方協議の上、行うものとする。

（設備の利用）

第4条 乙は、設備の外部出力を利用して、乙の防災行政無線及び職員参集装置等を起動させる場合は、文書により甲の承諾を得るものとする。

（費用の負担）

第5条 設備の設置、維持管理、変更、廃止に要する費用は、甲の負担とする。

2 設備の電気料並びに震度情報を伝達するためのN T T回線基本料及び通信料は、乙の負担とする。

3 乙の都合による第3条の変更に係る費用及び前条の利用に係る費用並びに明らかに乙の責めにより生じた設備の損傷の補修に要する費用は、乙の負担とする。

（用地及び建物等施設の使用料）

第6条 設備設置のため必要とする乙の用地及び建物等施設の使用料は、無料とする。

（覚書の有効期間）

第7条 この覚書の有効期間は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了30日前までに、甲又は乙から別段の意思表示がなされないときは、更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（前覚書の廃止）

第8条 本覚書の成立に伴い、平成9年1月20日付けで香川県と津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町との間で交換された前覚書については、廃止するものとする。

（設置場所）

第9条 設備の設置場所は、さぬき市役所、津田支所、大川支所、寒川支所及び長尾支所とする。

（疑義等の決定）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年4月1日

甲 香 川 県
香 川 県 知 事

乙 さぬき市
さぬき市長職務執行者

2-19 さぬき市地域防災無線局の設置等に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と香川県長尾土木事務所（以下「乙」という。）とは、さぬき市地域防災無線局（以下「無線局」という。）の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法他関係法令及びさぬき市地域防災計画に基づき、災害対策に係る連絡等を円滑に行うため、無線局の設置及び経費の負担等必要な事項を定めるものとする。

（無線局の開設）

第2条 甲は、乙の所管する施設内に無線局を設置するものとする。

2 無線局には、別表に掲げるさぬき市地域防災に係る無線設備（以下「無線設備」という。）を設置するものとする。

（施設等の使用）

第3条 乙は、無線設備を設置するために必要な場所及びその付属設備その他の工作物を甲に無償で使用させるものとする。

（無線局の運用）

第4条 乙は、電波法（昭和25年法律第131号）、さぬき市防災行政無線施設条例（平成22年さぬき市条例第7号）及びさぬき市防災行政無線施設管理運用規程（平成26年訓令第1号）に基づき、無線局を運用するものとする。

（無線局の維持管理）

第5条 無線設備の維持管理、保守点検及び修理は、甲が行うものとする。

（設置場所の変更）

第6条 乙は、自己の都合により無線設備の設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示のうえ協議するものとする。

2 甲が、自己の都合により無線設備の設置場所を変更しようとするときは、乙にその理由を提示し協議するものとする。

（経費等の負担）

第7条 無線局の設置及び設置場所の変更に要する経費は、甲の負担とする。

2 無線局の使用に要する経費は、乙の負担とする。

（協定期間）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも意思表示がないときは、さらに1年延長されたものとみなし以後も同様とする。

（その他）

第9条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年12月1日

甲 香川県さぬき市志度5385番地8
さぬき市
さぬき市長

乙 さぬき市長尾東1538-1
香川県長尾土木事務所長

別表 (略)

【同一内容の協定書】

平成17年12月	1日	さぬき警察署
平成17年12月	1日	大川広域消防本部
平成17年12月	1日	財団法人さぬき市施設管理公社
平成17年12月	1日	香川県立津田高等学校
平成17年12月	1日	香川県立志度高等学校
平成17年12月	1日	香川県立石田高等学校
平成17年12月	1日	四国電力株式会社大内営業所
平成27年	3月19日	鴨庄漁業協同組合

2-20 災害時における指定緊急避難場所としての施設使用に関する協定

さぬき市（以下「甲」という。）と社会福祉法人津田福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における指定緊急避難場所としての施設使用に関する協定を次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さぬき市内に地震、津波、高潮、大規模火災等の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が所有する施設を指定緊急避難場所として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（指定緊急避難場所）

第2条 この協定における指定緊急避難場所とは、災害時等に切迫した危険から住民等の安全を確保するため避難する場所とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として甲に使用させるものとする。

所在地 香川県さぬき市津田町津田2207番地

施設名 さわか荘駐車場

（通知等）

第4条 甲は、災害時等に使用施設を指定緊急避難場所として開設する必要があるときは、事前に文書で乙に対して施設使用の通知をするものとする。

2 甲は、指定緊急避難場所を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず事前に乙に通知せずに施設を指定緊急避難場所として開設することができるものとする。

ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、災害時等において甲が指定緊急避難場所を開設する以前に住民等が避難してきたことを確認した場合は、使用施設を開放するとともに、甲にその旨を連絡するものとする。

4 甲は、使用施設の指定緊急避難場所としての使用を終了するときは、文書で乙に対して使用の終了の通知をするものとする。

（指定緊急避難場所の管理等）

第5条 災害時等の指定緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、業務に支障がない範囲で指定緊急避難場所の管理運営に協力するものとする。

3 甲及び乙は、平常時において指定緊急避難場所の管理運営に関し必要な事項を協議するものとする。

（費用負担）

第6条 指定緊急避難場所の管理運営に係る費用及び避難者によって使用施設に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（使用施設の変更等）

第7条 乙は、使用施設を変更しようとするとき、又は使用施設を指定緊急避難場所として使用できない状況となったときは、甲に文書で報告するものとする。

（訓練等）

第8条 乙は、甲が指定緊急避難場所を使用する訓練等を実施するときは、業務に支障のない範囲で協力するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成27年9月16日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がないときは、この協定期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年9月16日

甲 香川県さぬき市志度5385番地8
さぬき市
さぬき市長

乙 香川県さぬき市津田町津田2207番地
社会福祉法人 津田福祉会
理 事 長

【同一内容の協定書】

平成27年 9月17日 四国ハイウェイサービス株式会社

2-2-1 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と社会福祉法人長尾福祉会（以下「乙」という。）は、災害時に援護を要する知的障害者（以下「要援護障害者」という。）の緊急受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により要援護障害者が避難を余儀なくされた場合に、甲が、要援護障害者の緊急受入れ先（以下「避難施設」という。）として、乙の管理する施設の利用等の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(2) 知的障害者 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者相談書又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所において障害者と判定され、原則として療育手帳の交付を受けている者

（対象者）

第3条 乙の管理する施設を避難施設として利用できる者は、さぬき市内に住所を有する要援護障害者であって、その障害特性上、さぬき市があらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設をいう。）では対応が困難なもの及びその家族等（以下「対象者」という。）とする。

（要請及び受諾）

第4条 甲は、次条に掲げる施設を避難施設として利用することについて、乙の協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第5条 避難施設として利用する施設は、乙の管理する知的障害者更生施設のぞみ園とする。

（移送）

第6条 乙は、甲の依頼により、対象者に対する避難施設への移送を行うよう努めるものとする。

（利用者の報告等）

第7条 乙は、第5条に掲げる避難施設の利用を受諾して対象者の緊急受入れを開始した場合、できる限り速やかに、甲に対して、避難施設を利用する者（以下「利用者」という。）の報告を行うものとし、以後、その利用状況について適宜報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けて必要な措置を講ずるとともに、乙と十分に連携を図って避難施設の管理運営を行うものとする。

（物資の調達）

第8条 甲は、利用者に係る日常生活用品及び食料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

（介護支援者の確保）

第9条 甲は、必要に応じて、介護員又はボランティア等の介護支援員の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第10条 避難施設の管理運営に要した経費の負担は、乙の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲乙協議するものとする。

（効力）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

（協議事項）

第12条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年3月16日

甲 香川県さぬき市
さぬき市長

乙 社会福祉法人 長尾福社会
理事長

【同一内容の協定】

平成17年3月16日 社会福祉法人祐正福社会

2-22 災害時における施設使用に関する協定

さぬき市（以下「甲」という。）と香川県信用組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における施設の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さぬき市内に地震や津波などの大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、住民等が一時的に避難するために乙の所有する施設を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第2条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時的に避難施設として甲に使用させるものとする。

- (1) 施設名称 香川県信用組合研修会館
- (2) 所在地 さぬき市鴨庄119番地1
- (3) 構造等 鉄筋コンクリート造スレート葺地下1階付4階建
- (4) 建築年 平成6年3月

（使用用途）

第3条 この協定による使用施設の使用用途は、次のとおりとし、乙は、その業務に支障をきたさない範囲内で可能な限り協力を行うものとする。

- (1) 津波時において緊急避難場所とする。
- (2) 災害時に自ら居住の場所を確保することが困難な住民等を一時的に滞在させるための施設とする。

（施設の使用通知等）

第4条 甲は、前条に基づき使用施設を使用するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、前条第2号に定める使用を除き、緊急を要するときは、使用施設を使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

3 甲は、使用施設の使用を終了したときは、その旨を乙に通知する。

（施設管理）

第5条 災害時に、使用施設の使用を早急に行うため、乙は、使用施設の鍵を甲に貸出すものとする。その証として、別紙の鍵受領書に受領日、受領者名、受領印等を押印し、この協定書と一緒に保管するものとする。なお、この協定が解除されたときは、甲は速やかに鍵を返還するものとする。

2 前項に定める使用施設の鍵の甲の管理責任者は、さぬき市健康福祉部長とする。

3 甲は、住民等に使用施設を使用するときの使用方法を周知することに努める。

（費用負担）

第6条 この協定に基づく使用施設の使用料は無料とする。

（損害賠償等）

第7条 この協定に基づき使用施設を使用したときの施設及び設備等に損害が生じたときは、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

2 乙は、使用施設に住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（解除）

第8条 乙は、何らかの事情により使用施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡しこの協定を解除することができる。

（協議）

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成27年8月28日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれから申し出がないときは、この協定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年8月28日

甲 さぬき市志度5385番地8
さぬき市
さぬき市長

乙 高松市亀井町9番地10
香川県信用組合
理 事 長

2-23 災害発生時におけるさぬき市とさぬき市内郵便局の協力に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）とさぬき市内郵便局（以下「乙」という。）は、さぬき市内で発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定書を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、さぬき市内で災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（注）

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）乙は乙の避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法による算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 さぬき市総務部総務課危機管理室長

乙 日本郵便株式会社 長尾郵便局 郵便部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は平成28年5月20日から平成29年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成28年5月20日

甲 住所 香川県さぬき市志度5385番地8
さぬき市
さぬき市長

乙 住所 香川県さぬき市長尾東894番地1
さぬき市内郵便局
日本郵便株式会社
長尾郵便局長

2-2-4 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書

さぬき市(以下「甲」という。)とさぬき市建設業協会(以下「乙」という。)は、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等(以下「公共土木施設等」という。)において、地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、公共土木施設等における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

(応急対策業務)

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 公共土木施設等の被害情報の収集並びに危険箇所の表示

(2) 障害物の除去及び応急対策等

(3) その他甲が必要とする業務

(協力体制の整備)

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、その地区ごとに協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

(応急業務実施者)

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者(以下「応急業務実施者」という。)を選定し、甲に報告するものとする。

(応急対策業務の指示)

第6条 応急業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

(応急対策業務の報告)

第7条 応急業務実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応急対策業務の実施に要した費用については、第3条第2号及び第3号に掲げる業務に係る費用にあっては甲が負担するものとし、同条第1号に掲げる業務に係る費用について甲は負担しないものとする。

(補償)

第9条 甲からの協力要請に応じて第3条第1号に掲げる業務に従事した者がそのために死亡し負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、甲が乙と協議して当該者のために締結した保険契約によるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を実施するさぬき市災害対策本部長を、乙にあっては当該地域に係る建設業協会災害対策本部長を連絡責任者とする。

(実施細目)

第11条 この協定に基づく応急対策業務の実施に関し必要な事項については、その地域の実情に応じ別に定めるものとする。

(個人情報保護)

第12条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を扱う場合は、その個人情報の保護に努め

なければならない。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を、継続する。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年3月20日

甲 さぬき市
さぬき市長

乙 さぬき市建設業協会
会 長

2-25 災害時における応急復旧に関する協定書

渇水、地震、風水害等の災害時（以下「災害時」という。）において、市民への給水確保を図るため、水道施設の復旧及び応急給水活動等（以下「応急復旧」という。）について、さぬき市水道事業（以下「甲」という。）とさぬき市上下水道工事業組合（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定書を締結する。

（応援の要請）

第1条 甲は、災害時において、応急復旧の要請が必要であると認めるときは、乙に応援の要請をするものとする。

（応援要請時の協力）

第2条 乙は、災害時において、甲から応援復旧の要請があった場合、特別な理由がない限り甲に協力するものとする。

2 甲からの協力要請は、文章で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文章により行うことができる。

（協力体制の整備）

第3条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、その地区ごとに協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急業務実施者）

第4条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急復旧を実施する者（以下「応急業務実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（応急対策業務の指示）

第5条 応急業務実施者は、甲の指示を受けて応急復旧を実施するものとする。

（応急復旧の報告）

第6条 応急対策業務者は、応急復旧を実施したときは、各地域の被害状況、水道施設の復旧状況、活動状況等について、速やかに、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が応急復旧のために要した経費については、原則として甲の定める基準に基づく、ただし、基準に定めがない場合には、甲乙協議し甲が負担するものとする。

（連絡調整）

第8条 乙は、災害時において、甲と乙の組合員である指定給水装置工事事業者等との間の連絡調整を行うものとする。

（補償）

第9条 応急復旧により乙の従事者が負傷し、疾病にかかり、または、死亡したときは、乙の労災保険等により補償する。

（第三者に及ぼした損害）

第10条 乙は、乙の従事者が応急復旧に際し第三者に損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえ、原則として乙の負担で損害を賠償する。

（個人情報保護）

第11条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を扱う場合は、その個人情報保護に努めなければならない。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第13条 この協定書の実施に関し必要な事項またはこの協定書に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年11月29日

(甲) さぬき市水道事業者
さぬき市長

(乙) さぬき市上下水道工事業組合
組合長

2-26 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、さぬき市地域防災計画に基づき、災害時における被災住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）に関して、さぬき市（以下「甲」という。）が香川県建設労働組合さぬき支部（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 応急修理 災害救助法第23条第1項第6号に規定する応急修理

(2) 応急修理業者 乙の会員であって応急修理を行おうとするもの

(協力要請)

第3条 甲は、さぬき市内に地震被害、風水害及びその他の災害が発生し、応急修理を実施する必要がある、知事から委任を受けた場合、住宅の被災状況、応急修理の実施方針その他必要な事項を、文書により、乙に連絡し、協力要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、応急修理業者のあつせん、応急修理業者に対する技術支援、その他必要な協力をを行うものとする。

(応急修理)

第5条 応急修理業者は、修理の程度、方法及び期間について、甲の指示に従い応急修理を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 応急修理業者が前条の応急修理に要した費用（別途定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においてはさぬき市総務部総務課長とし、乙においては香川県建設労働組合さぬき支部書記長とする。

(応急修理業者名簿の提供)

第8条 乙は、応急修理業者名簿及びこの協定に係る業務担当者名簿を毎年1回（応急修理業者又は業務担当者に変更があった場合は、その都度）甲に提供するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は平成24年10月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成24年10月29日

甲 さぬき市

さぬき市長

乙 香川県建設労働組合さぬき支部

支部長

【同一内容の協定書】

平成24年10月29日 香川県建設労働組合大川支部

平成24年10月29日 香川県建設労働組合志度支部

2-27 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と香川県電気工事業工業組合大川支部（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、市有建築物の電気設備の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、市有建築物における電気設備の復旧に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し市有建築物の電気設備の応急復旧業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

3 甲からの要請は、名称、所在地、業務内容及びその他必要と認められる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに要請の文書を提出するものとする。

（応急復旧業務）

第3条 甲が、乙に対して協力を要請する応急復旧業務は次のとおりとする。

(1) 市有建築物の電気設備の復旧活動に関すること。

(2) その他甲が特に必要と認める業務。

2 乙は、応急復旧業務の実施中に、二次災害等を発見したときは、甲及び関係機関に通報しなければならない。

（応急復旧業務後の引渡し）

第4条 乙は、甲の要請による市有建築物の電気設備の応急復旧が完了したとき、速やかに甲に文書による報告を行い、相互に応急復旧内容を確認し、甲に引き渡すものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づき、乙が実施した応急復旧業務に要した費用については、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し甲が負担する。

（連絡窓口）

第6条 この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においてはさぬき市総務部総務課長とし、乙においては香川県電気工事業工業組合大川支部長とする。

（補償）

第7条 甲からの要請に応じて第3条第1項に掲げる業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合には当該法による補償とし、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年香川県市町総合事務組合条例第6号）の適用がある場合（労働者災害補償保険法の適用がある場合を除く。）には当該条例による補償を行うものとする。

2 前項の適用がない場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、協定の締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成25年8月1日

甲 さぬき市
さぬき市長

乙 香川県電気工事業工業組合大川支部
支 部 長

【同一内容の協定書】

平成25年 8月 1日 香川県電気工事業工業組合東讃支部

2-28 災害時の協力に関する協定書

さぬき市（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

（電力供給設備の復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら、災害復旧対策の中核となる官公署や医療機関（災害拠点病院など）等への、電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力供給設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障が生じた場合、または乙の管理する電柱、配電線等が甲の道路復旧作業に支障が生じた場合においては、甲および乙は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

2 乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置する必要がある場合は、甲は、この協定の目的を尊重し協力する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害復旧に伴い、乙が仮設電柱等の工事を緊急に行う場合、乙が口頭などの簡易な方法により工事の届出を行うことを認めるものとする。なお、乙は事後、可能な限り速やかに必要な占用許可申請手続等を行うものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

（平常時の活動）

第6条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換等、緊急時における問題点の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合は、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年1月30日

甲 さぬき市
さぬき市長

乙 四国電力株式会社
執行役員 高松支店長

2-29 災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と香川県LPガス協会大川支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資としてのLPガス等の調達について、次のとおり協定を締結する。

（災害時の範囲）

第1条 この協定において災害時とは、地震、津波、風水害、その他の災害（さぬき市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急処理事態」を含む。）が発生し、又は発生するおそれがあるときをいう。

（LPガス等の範囲）

第2条 この協定においてLPガス等とは、容器に充填されたLPガス又はバルクローリーによる補填するLPガス及びLPガスを燃料として使用するために必要な器具をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時において調達の必要を認めたときは、乙に対して避難所等へのLPガス等の供給を要請することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、原則として別紙による災害時LPガス等供給要請書（以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭又はその他確実に連絡できる方法で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、直ちに措置するとともに、その措置内容を甲に報告するものとする。

（搬送及び引渡し）

第6条 乙は、甲の指示によりLPガス等の搬送及び引渡しを行うものとする。

2 LPガス等の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けたうえで、甲が指定する者に引き渡すものとする。

（価格）

第7条 乙は、災害時の直前の適正価格でLPガス等を供給するものとする。

（費用負担）

第8条 LPガス等の供給に要した費用については、原則として甲の負担とする。

2 LPガス等の搬送に要した経費は、原則として乙の負担とする。

（平常時からの準備）

第9条 乙は、災害時において供給可能なLPガス等の数量を確保しておくこととする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

3 乙は、甲の協力要請に的確に対応するための体制を構築し、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（連絡窓口）

第10条 この協定に係る連絡窓口は、甲においてはさぬき市総務部総務課長とし、乙においては香川県LPガス協会大川支部長とする。

（補償）

第11条 甲からの要請に応じて第3条に掲げる業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合には当該法による補償とし、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年香川県市町総合事務組合条例第6号）の適用がある場合（労働者災害補償保険法の適用がある場合を除く。）には当該条例による補償を行うものとする。

2 前項の適用がない場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期限は、協定の締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日から1か月前までに甲又は乙から申し出のないときは、この協定は、有効期間満了日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成26年5月14日

甲 香川県さぬき市志度5385番地8
さぬき市
さぬき市長

乙 香川県さぬき市津田町津田1132番地
香川県LPガス協会大川支部
支 部 長

2-29 災害時における応急対策活動に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と香川県造園協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さぬき市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- （1）乙の会員を構成員とする工作隊を組織し、車道および歩道上の倒木又はその危険性のある樹木の撤去に関する業務に従事させること。
- （2）乙の会員を構成員とする工作隊を組織し、避難場所に指定された公園等の安全確保に関する業務に従事させること。
- （3）乙の会員を構成員とする工作隊を組織し、倒木や倒壊建物又はがれき等により閉じこめられた者の救助に関する業務に従事させること。
- （4）乙の会員の所有する応急活動に必要な資材および機材を提供させること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

3 第1項の応急活動のうち第1号から第3号の業務の実施に当たっては、現地における市職員又は甲が指定する者の指揮もしくは指示に従うものとする。

4 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、協力の内容その他必要な事項を明らかにし、別表1に定める応急活動要請書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 前項ただし書きの場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条の規定による協力要請に応じて応急活動を実施したときは、当該業務完了後速やかに別表2に定める応急活動実施報告書を甲に提出しなければならない。

（経費の負担）

第5条 第2条の規定による要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（損害の補償）

第6条 この協定に基づき実施した応急活動により第三者に損害を生じさせた場合は、甲乙協議し処理、解決に当たるものとする。

（負傷等の補償）

第7条 甲からの要請に応じて第2条第1項第1号から第3号に掲げる業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合には当該法による補償とし、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年香川県市町総合事務組合条例第6号）の適用がある場合（労働者災害補償保険法の適用がある場合を除く。）には当該条例による補償を行うものとする。

2 前項の適用がない場合は、甲乙協議うえ決定するものとする。

（情報の交換等）

第8条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、

相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年5月14日

さぬき市志度5385番地8

さぬき市

さぬき市長

高松市鬼無町鬼無741番地1

香川県造園協会

会 長

(別表 略)